



# 総合事業のご案内

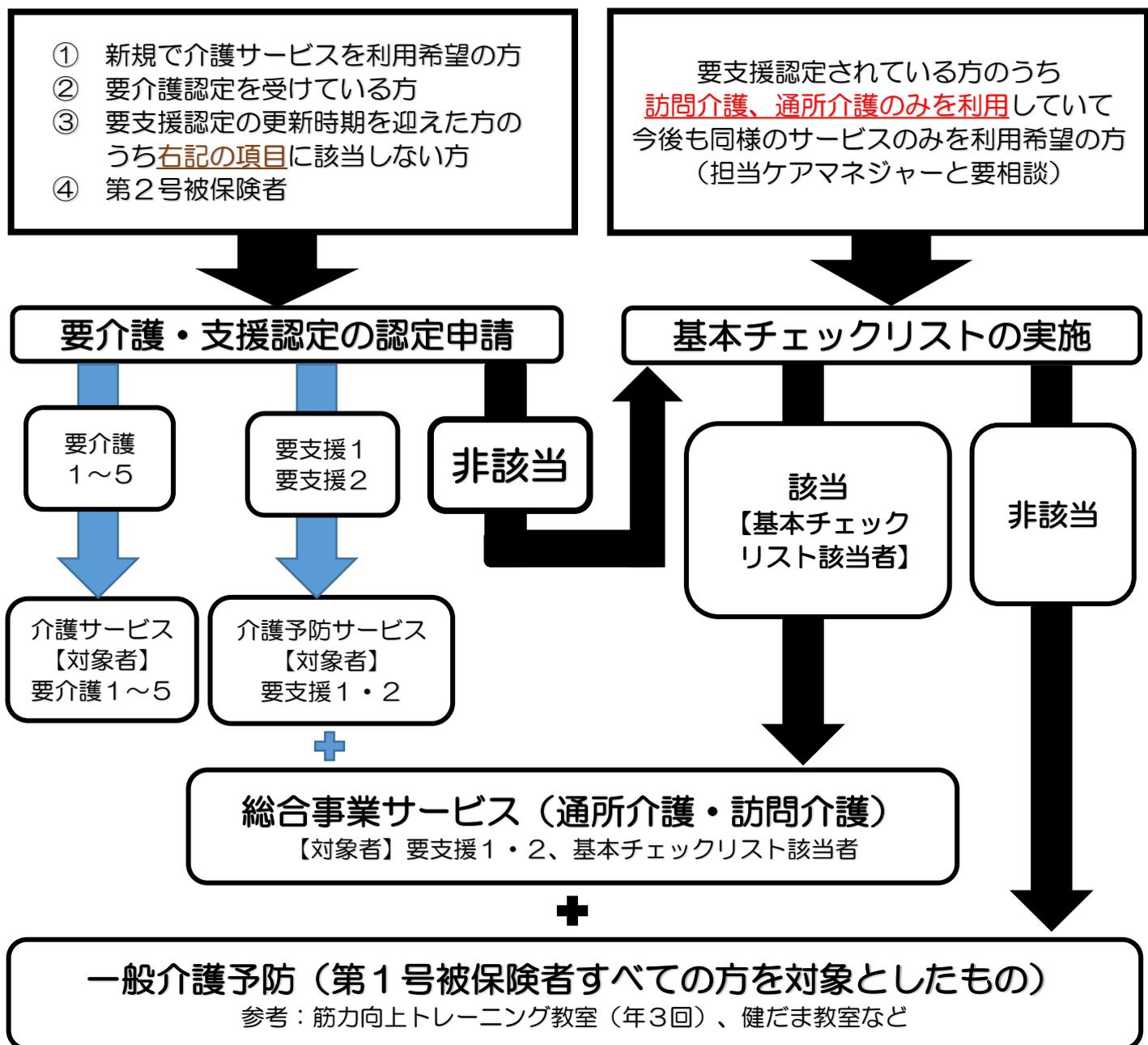
※ 総合事業とは、介護予防・日常生活支援総合事業の略称です。

「総合事業」とは、これまで全国一律で要支援1・2の方が利用していた介護予防サービスの通所介護と訪問介護に加えて、市独自のサービスが利用できる制度です。

「総合事業」では、要支援1・2の方や基本チェックリストに該当した方が利用できる「介護予防・生活支援サービス」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防」があり、皆さんの介護予防と自立した生活を支援していきます。

※ 基本チェックリストとは、国で定めた高齢者の心身の状態を確認するための質問シートです。

## 「総合事業」のサービス利用の流れ



\* 総合事業サービス（通所介護・訪問介護）の利用に当たっては「地域包括支援センター」または「担当ケアマネジャー」にご相談ください。



《お問い合わせ先》

白岡市役所健康福祉部高齢介護課 地域支援担当 ☎0480-92-1111（内線 174）